

令和4年11月1日より 「用地アセスメント調査等業務」、 「用地調査点検等技術業務」、 「用地補償総合技術業務」 の最低制限価格の算定方法を定めます

三重県発注の業務委託について、以下のとおり取り扱うこととします。

「用地アセスメント調査等業務」、「用地調査点検等技術業務」、

「用地補償総合技術業務」の最低制限価格の算定方法は、

「設計業務・用地調査等業務」の算定式を使用することとします。

また、複数の諸経費体系で構成された業務を発注する場合は、設計業務・用地調査等業務に「用地アセスメント調査等業務」、「用地調査点検等技術業務」「用地補償総合技術業務」が含まれるものとします。

「用地アセスメント調査等業務」、「用地調査点検等技術業務」、「用地補償総合技術業務」の最低制限価格の算定式

$$P = (\text{直接原価} + \text{その他原価} + \text{一般管理費等} \times 0.5) \times 1.10$$

P：業務委託に伴い最低限必要な費用

【適用】

令和4年11月1日以降に指名通知するものから適用します。

【理由】

令和4年11月1日に積算基準（調査・測量編）において、「用地アセスメント調査等業務」、「用地調査点検等技術業務」、「用地補償総合技術業務」が制定されるため。

－お問い合わせ先－

三重県 県土整備部 建設業課 TEL 059-224-2723

公共用地課 TEL 059-224-2669